

三重県営松阪野球場不陸修正工事入札説明書

1 競争入札に付する事項

(1) 業務委託名及び履行場所

業務名：三重県営松阪野球場不陸修正工事業務委託

履行場所：松阪市立野町1370 三重県営松阪野球場内

(2) 契約期間

2019年4月1日から2024年3月31日まで

(3) 業務委託の概要

三重県営松阪野球場不陸修正工事業務委託

内野整備工3,860㎡、ワーニング整備工1,140㎡ 附帯施設工

(4) 参加者資格

次の要件をすべて満たす者に限り参加することができる。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者であること。

イ 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号。以下、「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその他反社会的団体及びその構成員でない者であること。

ウ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体及びその団体に属しない者であること。

エ 法人にあっては三重県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては三重県内で事業を営んでいる者であること。

オ 国・三重県税を滞納していない者で三重県から指名停止の措置を受けていない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

キ 一般競争入札参加申込書兼一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号、以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該業務の入札の日において、三重県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

ク 過去10年間に同種の業務委託を元請として履行した実績がある者であること。

ケ 過去5年間に主任技術者として同種の業務委託1回以上の経験のある技術者を、主任技術者として施工現場に配置できる者であること。

コ 入札参加有資格者が入札までに入札参加資格を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

2 仕様書等の質問及び質問及び回答

(1) 質問の受付

本業務委託に関する質問は、2の(3)の場所へファクシミリにより受け付けるものとし、

3月1日(金)から3月7日(木)の12時まで受け付けます。(様式不問・ファクシミリの番号を記載のこと。)ファクシミリ送信後、到着したかの確認をすること。

(2) 質問への回答

受け付けた質問の回答については、3月12日(火)までに質問者にファクシミリで回答します。

(3) 質問状送付先

〒515-0054 三重県松阪市立野町1370
三重県営松阪野球場 管理事務所 (担当:奥野)
電話 0598-30-5814 FAX 0598-30-5816

3 入札手続等に関する事項

(1) 入札の日時及び場所

日時:平成31年3月20日(水)10時

場所:公益財団法人三重県体育協会

〒510-0261 三重県鈴鹿市御薊町1669番地

三重交通G スポーツの杜 鈴鹿内

電話 059-372-3880 FAX 059-372-3881

(2) 開札

開札は、3の(1)の日時と場所において、入札書投函終了後、直ちに入札者又はその代理人立会いのうえ行います。

なお、入札者又は代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本協会職員を立ち会わせて行います。

(3) 入札時の注意事項

入札参加者は、入札参加資格確認書を持参すること。また、落札候補者となった場合は、入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書を提出してください。

なお、工事内訳書と入札額が一致していないときは、失格とします。

4 入札方法等に関する事項

(1) 入札者(代理人による入札の場合は代理人を含みます。以下同じ。)は発注者が定める入札書に入札価格、入札者の住所、氏名又は法人名・代表者氏名等の必要事項を記入し、押印のうえ封書で投函すること。

(2) 入札は、本人又はその代理人が行うものとします。

ただし、代理人が入札する場合には、次のとおり取り扱うものとします。

ア 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出しなければなりません。

イ 代理人が、入札者本人の住所、氏名(法人にあっては、法人の住所、氏名及び代表者名)が記載され、押印のある入札書により入札する場合には、委任状の提出を必要としません。

(3) 次の各号の一に該当するときは、その者の入札を無効とします。

ただし、クに該当する場合はその回のみ無効とし、再度入札については参加できます。

ア 入札に参加する資格のない者又は指名通知を持参しなかった事業所が入札したとき。

イ 虚偽の申請を行ったものが入札をしたとき。

- ウ 入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
 - エ 入札者が他人の代理をしたとき。
 - オ 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
 - カ 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - キ 入札者が開札までにその提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。
 - ク 入札者の住所、印影若しくは重要な文字の誤脱又は、識別しがたい入札又は、金額を訂正したとき。
 - ケ その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき又は入札者に求められる義務を履行しなかったとき。
- (4) 次の各号に該当するときは、その者は失格とします。
- ア 再度入札において入札金額が前回の入札における最低金額と同額以上の入札をした者は、失格として以後の再度入札に参加できません。
 - イ その他適正な入札の執行を妨げた者は、失格とし入札に参加できません。
- (4) 入札保証金については、免除とします。
- (5) 契約補償金額は、契約金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入していただきます。なお、契約保証金の納入を免除する場合があります。
- (6) 入札書の記載に当たっては、複数年契約であることから、契約期間内(5年間)における契約希望金額を記載して下さい。
- (7) 入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とし、支払い金額は落札金額に消費税額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を上乗せした金額とします。
- (8) 入札参加申込み後に入札を辞退する場合には、次により取り扱うものとします。
- ア 入札に参加する者は、入札執行完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
なお、入札の辞退は原則として事前に入札辞退届(任意様式)により行うものとします。
ただし、緊急を要する場合には、電話等により辞退を届け出てもよいが、後日入札辞退届を必ず提出してください。
 - イ 入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等に不利益な取扱を受けるものではありません。
- (9) 3の(1)に記載の時間に会場に入室していない場合は入札を辞退したものと見なしますので、指定時間までに必ず入室してください。

5 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定については、公益財団法人三重県体育協会会計規程第51条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札を行った者を落札者候補者とします。
- (2) 開札の結果、落札候補者となるべき同一価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちにくじで落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて入札事務に関係のない本協会職員にくじを引かせます。

- (3) 開札の結果、落札候補者となるべき入札者がいないときは、その場所において再度入札を実施します。ただし、入札執行回数は原則として3回を限度とします。
なお、再度入札において落札者がいないときは、第3回目の最低価格入札事業所と予定価格の範囲内において随意契約を行います。
- (4) 無効の入札を行った者を落札候補者とした場合には、落札候補を取り消します。
- (5) 落札候補者の決定をしたときは、3の(1)の場所で入札者又は代理人全員に発表します。
- (6) 落札候補者は、発注者が定める期間までに6の(1)に掲げる書類を提出し、落札失効事項に該当がなければ落札者となります。

6 落札の失効

次の各号に該当する場合は契約締結の権利を失うものとします。

- (1) 下記ア又はイの書類を平成31年3月27日までに提出しない場合

ア 県内に本社(本店)を有する事業所

○すべての県税[納税確認書] = 所管県税事務所発行 = 「無料」

○消費税及び地方消費税[納税証明書その3 未納税額がないこと用]

= 所管税務署発行 = 「有料」

イ 県外に本社(本店)を有する事業所

○県内に営業所を有する場合は、当該営業所分の全ての県税[納税確認書]

= 所管税務署発行 = 「無料」

○本社についての消費税及び地方消費税[納税証明書その3 未納税額がないこと用]

= 所管税務署発行 = 「有料」

※上記納税確認書及び納税証明書は、入札日より3ヶ月以内に発行されたものとします。(コピー可)

- (2) 落札者が決定された日から7日以内に契約書を提出しないとき。
- (3) 1の(4)の各項を満たしていない場合及び6の各項の理由により入札時の落札候補者が契約締結の権利を失った場合は、入札時における次点者を落札候補者とします。

7 入札の中止

- (1) 天災その他やむを得ない事由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。
- (2) 入札前に談合に関する情報があり、事情聴取の結果、談合の事実が確認された場合には入札を中止します。

8 契約方法等に関する事項

- (1) 契約条項を示す場所は、3の(1)の場所とします。
- (2) 契約書の作成
- ア 契約書を2通作成のうえ、双方各1通を保有するものとします。
- イ 契約金額は入札書に記載された金額とします。
- (3) 収入印紙の負担
- 契約書貼付の収入印紙については双方が保管予定契約書に貼付し、その費用は各々が負担するものとします。

9 委託金額の支払

(1) 支払方法

委託者は、年間2回の業務が終了し、業務内容と適合しているかを確認したうえで、契約書等に定められた委託料総額を委託期間で均等割した金額を、受託者より提出される請求書により支払うものとします。

(2) 委託料の変更

受託者が契約書等に定められた業務を実施していない場合は、その内容に応じて勧告や委託料の減額を行います。

物価変動等の要因によって受託者の経費が変動した場合でも委託料の金額変更は行いませんが、契約内容に大幅な変更があった場合は双方協議のうえ決定するものとします。

10 その他

(1) 入札及び契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) その他定めのない事由については、規則に規定するところに従うものとします。

(4) 本入札は、公益財団法人三重県体育協会が三重県営松阪野球場の指定管理者として指定を受けていることを前提としているため、万が一指定の取消等が発生した場合には契約を解除する場合があります。

(5) 現場確認期間

平成31年3月1日(金)～3月7日(木)9時から15時まで(休館日除く)

※現場確認の際は、事前に野球場管理事務所に連絡し、許可を得たうえで利用者の迷惑にならないようにしてください。また、施設管理者の指示に従ってください。

三重県営松阪野球場管理事務所

三重県松阪市立野町1370 Tel0598-30-5814

(6) 契約期間中は本協会の賛助会員となり、スポーツ振興に協力するものとします。

11 入札に関する照会先、契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

公益財団法人三重県体育協会

三重県営松阪野球場 管理事務所 (担当：奥野)

〒515-0054 三重県松阪市立野町1370

電話 0598-30-5814 FAX 0598-30-5816